

横手市議会 令和元年第6回12月定例会 提出案件

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第139号	横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 (公布日施行)	横手市議会議員の期末手当の支給割合を改定するための現行条例の一部改正 内容 ・期末手当の支給割合の改定 ①「1.60ヶ月⇒1.65ヶ月」 (R1.12.1適用) ②「1.65ヶ月⇒1.625ヶ月」 (R2.4.1施行)	
議案第140号	横手市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例及び横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 (公布日施行)	秋田県知事の給与改定に準じ、市長等及び教育長の期末手当の支給割合を改定するための現行条例の一部改正 内容 ・期末手当の支給割合の改定 ①「1.60ヶ月⇒1.65ヶ月」 (R1.12.1適用) ②「1.65ヶ月⇒1.625ヶ月」 (R2.4.1施行)	
議案第141号	横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (公布日施行)	秋田県人事委員会勧告及び秋田県給与改定に準じ、職員の給与を改めるための現行条例の一部改正 内容 ・給料表の改定 ⇒県人勤にならない給与水準を引上げ (H31.4.1適用) ・勤勉手当の支給割合の改定 ⇒ 職員 ①「0.875ヶ月⇒0.975ヶ月」(R1.12.1適用) ②「0.975ヶ月⇒0.925ヶ月」 (R2.4.1施行) 再任用職員 ①「0.425ヶ月⇒0.475ヶ月」(R1.12.1適用) ②「0.475ヶ月⇒0.45ヶ月」 (R2.4.1施行) ・勤務1時間当たりの給与額を算出する給与の基礎に寒冷地手当を追加 (R2.4.1施行)	
議案第142号	工事請負契約の変更について	旧阿気小・旧大雄子どもセンター解体工事 契約金額 変更前 185,760,000円 変更後 193,552,400円 相手方 横手市雄物川町薄井字下開344番地 株式会社吉田建設 代表取締役 吉田 博行	